

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第13号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第10条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間（以下この条において「限度時間」という。）の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において時間外勤務を命ずるとき 45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずるとき 360時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（以下この条において「上限時間等」という。）の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。

(1) 1月において時間外勤務を命ずるとき 100時間未満

(2) 1年において時間外勤務を命ずるとき 720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずるとき 1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち、1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずるとき 6月

3 任命権者は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、限度時間又は上限時間等を超えて、職員に対し、時間外勤務を命ずることができる。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確

保に最大限の配慮をしなければならない。

4 任命権者は、前項の規定により、職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務を命じたときは、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第36条に規定する協定により時間外勤務の上限が定められる職員

(2) 条例の適用を受ける職員となった国又は他の地方公共団体等の職員、国又は他の地方公共団体等の職員となった職員（条例の適用を受ける職員に限る。）その他これらに類する職員のうち、任命権者が定める職員

6 前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限その他時間外勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第23条第1項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「労基法」に改め、同条第2項中「労働基準法」を「労基法」に改める。

別表第1中「図書・学び交流課（学び交流担当及び図書担当を除く。）若しくは」を削る。

別表第4中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「労基法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間における改正後の第10条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。